

# 予防接種のご案内



予防接種を希望する人はかかりつけ医と相談し、必ず事前にご予約の上、接種を受けてください。  
詳細や実施医療機関は、個別に通知している案内や市ホームページをご確認ください。



## 带状疱疹ワクチンの定期接種 ID 1581

- ▶対象(日田市に住民登録をしている人)
- ①次の人には4月中に個別通知  
65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える人
- ②次の人は医療機関、健康保険課のいずれかに要問合せ  
60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある人(身体障害者障害程度等級表1級相当)
- ▶接種期限 令和9年3月31日(水)
- ▶自己負担額  
・生ワクチン(1回接種) 2,500円  
・組換えワクチン(2回接種) 6,500円/回



## 高齢者肺炎球菌予防接種 ID 1595

- ▶対象(日田市に住民登録をしている人)
- ①次の人には、誕生日の翌月に予診票を送付  
満65歳の人
- ②次の人は医療機関、健康保険課のいずれかに要問合せ  
60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある人(身体障害者障害程度等級表1級相当)
- ※詳細は、通知する案内や市ホームページをご確認ください。

## 成人の風しんワクチン予防接種の費用助成 ID 2147

- ▶対象(日田市に住民登録をしている人)
- ①接種日時点の年齢が18歳以上50歳未満で、予防接種の前に「風しん抗体検査」を受けた人
- ▶対象の接種期間  
令和8年4月1日～令和9年3月31日
- ▶助成回数 1人につき1回のみ  
(これまでに助成を受けたことがある人は、対象外です)
- ▶助成額  
・麻しん風しん混合ワクチン 上限5,000円  
・風しん単独ワクチン 上限3,000円



これまでに带状疱疹ワクチンを接種したことがある人は対象外です  
(医師が必要と認めた場合は対象)

## 带状疱疹ワクチン・高齢者肺炎球菌予防接種【共通事項】

- ▶持参するもの
- ①個別通知に同封した予診票
- ②本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)
- ③身体障害者手帳等・各証明書など(該当者のみ)
- ※県外の医療機関で接種を受ける場合は、事前に個別の手続きが必要です。下記にお問い合わせください。

次の人は、接種時に下記のいずれか1つの証明書を医療機関に提示すると無料です。証明書の提示がない場合、無料にならないことがあります。

- 生活保護を受けている人  
・生活保護受給証明書(福祉支援課で取得)  
・診療依頼証
- 市県民税非課税世帯の人  
・有効期限内の後期高齢者医療資格確認書(資格確認書の限度区分欄に「区Ⅱ」、「区Ⅰ」のいずれかの記載がある人のみ)
- ・介護保険負担限度額認定証
- ・非課税証明書(税務課、各振興局等で取得)
- ※当該年度の市県民税が確定するまでの期間は、前年度の課税状況となります。

☎健康保険課保健医療係 ☎28370 (市役所6階)

## RSウイルス感染症の定期予防接種が始まりました

RSウイルス感染症とは呼吸器の感染症で、2歳までにほぼ100%の乳幼児が少なくとも1度は感染するとされています。

妊娠中にワクチンの予防接種をすることで、抗体の一部が胎児に届き、生まれてくる赤ちゃんの感染予防に効果が期待できます。

すでに母子手帳の交付を受けている対象者には、順次、予診票を送付しています。



## 子どもの予防接種 ID 1903

市では、お子さんの健康状態にあわせて予防接種を受けることができるように、個別接種を行っています。予防接種を受ける際は、各医療機関へ事前に電話で予約や確認を行い、お子さんの体調が良いときに受けましょう。

▶対象 日田市に住民登録をしている人

### 【乳幼児の予防接種】

出生や転入の届出があった翌月に、次の2つを郵送します。

- 冊子「予防接種と子どもの健康」  
冊子をよく読み、予防接種の必要性や副反応を正しく理解して接種しましょう。
- 乳幼児期に受ける予防接種の予診票  
予診票は、お子さんの健康状態を把握するための大切な書類です。保護者が責任を持って記入してください。  
※医療機関にも備えています。



- ▶対象(日田市に住民登録をしている人)  
妊娠28週0日から36週6日までの妊婦
- ▶接種回数 妊娠ごとに1回
- ▶自己負担額 なし

里帰り出産等によって、県外の医療機関で接種を受ける場合は、事前に個別の手続きが必要です。下記にお問い合わせください。

☎子ども事業課母子保健係 ☎28292 (市役所1階)



### 予防接種を受けるときの注意点

- 接種回数や間隔の違い等を防ぐため、必ず「母子健康手帳」の予防接種記録を医療機関で見せて受けてください。  
(定められた回数以上に予防接種を受けた場合は、接種料金は個人負担となります)
- 里帰り出産等によって、県外の医療機関で接種を受ける場合は、事前に個別の手続きが必要です。下記にお問い合わせください。

☎子ども事業課母子保健係 ☎28292 (市役所1階)



## 予防接種健康被害救済制度 ID 1403

ワクチン接種では、副反応による健康被害(病気になったり、障がいが残ったりすること)が起こることがあります。極めて稀ではあるものの避けられないことから、救済制度が設けられています。

ワクチンを接種したあとに起こった症状は、ワクチンの接種が原因ではなく、偶然ワクチンの接種と同時期にかかった感染症などが原因であることがあります。

「予防接種健康被害救済制度」では、“その健康被害が接種を受けたことによるものである”と厚生労働大臣が認定(※1)したときに、市から医療費や障害年金等の給付を行います。

申請に必要な手続等は、下記にお問い合わせください。

※1 厚生労働大臣の認定は、第三者で構成される疾病・障害認定審査会で、因果関係に係る審査が行われます

☎健康保険課保健医療係 ☎28370 (市役所6階)